

宮崎産ウナギ適正養殖規範



特定非営利活動法人(NPO法人)

セーフティー・ライフ&リバー

目 次

1. はじめに	P 1
2. 適正養殖規範の適用・遵守対象養鰻業者	P 2
3. 適正養殖規範の基本的事項	P 2
4. 適正養殖規範の具体的事項	P 2
5. 適正養殖規範の実施マニュアル	P 4
6. おわりに	P 9
7. 様式	
様式1 水産用医薬品在庫管理簿	P 10
様式2 投薬記録	P 11
様式3 配合飼料・飼料添加物（剤）在庫管理簿	P 12
様式4 魚病自己診断記録	P 13
様式5 化学物質使用記録	P 14
8. 鰻場監査表	P 15
9. 宮崎産ウナギ適正養殖規範適用事業者一覧表	P 17

宮崎産ウナギ適正養殖規範

(平成20年7月10日制定)

1. はじめに

ウナギを食するに、消費者が一番求めているもの、それは安全・安心なウナギであります。

一方、ウナギの生産者に求められているもの、それはウナギの養殖におけるリスク管理であります。

食の安全・安心は、その生産履歴が明確化され安全性が保障されて初めて信頼されるものであります。

このため、生産者は単に生産過程を記録しておくだけでなく、養殖場はもとより生産工程で考えられるあらゆるリスクを列挙し、それを分析し、リスク回避の管理ポイントを明らかにしておく必要があります。

更には、それを日常の中で誠実に実行し、その結果を第三者への情報として記録保存しておくことが重要となってまいります。

そのためには、「適正養殖規範：GAP」へ如何に取り組むかが喫緊の大きな課題となっています。

本県は全国第3位のウナギの生産量を誇る県であるにもかかわらず、これまで統一した検査システムや衛生管理等のマニュアルがなく、個々の経営体の判断に委ねられている実情にあります。

今後、消費者に対し安全・安心なウナギであることを目に見える形でお知らせしていくためには、生産者自らが積極的にGAPに取り組むことが重要で、このことが取引先等との信用を作り最終的には消費者の信頼を取り戻すことに繋がるものと考えます。

さらに、宮崎のウナギを「宮崎産ウナギ」として地域ブランド化していくためにも、県内のウナギ生産者の統一した守るべき管理基準やその実践にあたっての行動や判断の基準となる模範を策定し実行していくことが必要となってまいります。

近年、GAP手法は、消費者の食品安全意識の高まりから、国内で新たな広がりを見せています。

そのような中、当NPO法人は、第三者機関として公平・公正な立場でGAPを策定し、その実行性についてチェックしていく体制を構築する等、安全・安心なウナギ生産のための先駆的役割を担うことを標榜し、この度の「宮崎産ウナギ適正養殖規範」を制定することとしたものです。

適正養殖規範：GAP (Good Aquacultural Practice)

養殖生産者自らが、生産過程で想定される様々なリスク管理方策を予め定めて点検項目を決定し、点検項目に従い事業を行う、記録し、点検・評価し、改善点を見出し、逐次養殖生産の見直しに活用するという一連の生産工程管理手法のことです。

2. 適正養殖規範の適用・遵守対象養鰻業者

今回制定した適正養殖規範は、この規範に賛同し規範を遵守し実行していただくのみが対象となります。

この、「宮崎産ウナギ適正養殖規範」に基づき生産を行っていただく生産者については、「宮崎産ウナギ適正養殖規範適用事業者」として消費者に対し公表を行うことで、消費者への義務と責務を果たしていただきます。

また、取引等において、「宮崎産ウナギ適正養殖規範適用事業者」としての表示を行うことができます。

なお、適用事業者は、別紙「宮崎産ウナギ適正養殖規範適用事業者一覧表」のとおりです。

3. 適正養殖規範の基本的事項

養殖技術は、各個人によって千差万別である。そこには、長い経験と努力から来る養殖技術が集約されており、勢い同一歩調でといったことは困難である。

しかしながら、養殖の方法・違いはあれど、宮崎産ウナギの信頼と信用を高めるため、消費者が安全・安心を実感できる必要最小限の共通したルールを策定し実行していくことが極めて重要である。

については、養殖された宮崎産ウナギの安全性について消費者が最も心配し関心を抱いている次の7項目について、喫緊の課題として早急に取り組むこととする。

- ①安全・安心な水産用医薬品の使用について
- ②安全・安心な水の使用について
- ③安全・安心な配合飼料や飼料添加物（剤）の使用について
- ④安全・安心な化学物質の使用について
- ⑤安全・安心な養殖施設の管理について
- ⑥出荷作業について
- ⑦産地証明書の発行について

4. 適正養殖規範の具体的事項

(1) 安全・安心な水産用医薬品の使用について

水産用医薬品については、消費者が一番不安を抱き関心を持っている内容であることから、その使用にあたっては、細心の注意を払い厳格な投薬手順に従い実施すること。

(2) 安全・安心な水の使用について

水は命の源である。養殖用の飼育水には有害な化学物質が含まれていないことが絶対的条件である。

このため、定期的な水質検査を行い、水の管理には細心の注意を払うこととする。

なお、水質に起因する不測の事態や不慮の事故等に対処できるよう、水源とそれを源泉としている養殖場が識別できるようにしておくこと。

(3) 安全な配合飼料や飼料添加物（剤）の使用について

配合飼料や飼料添加物（剤）には、その安全性が確保されなければならない。よって、飼料等の購入にあつては、飼料メーカー等から安全性が確認又は保証できる内容の書類の発行を受けること。

(4) 安全な化学物質の使用について

養殖場で使用する水産用医薬品以外の化学物質（消毒剤、洗浄剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤等）についても、ウナギへの暴露を避けなければならない。使用にあつては、細心の注意を払い適正な使用手順に従って実施すること。

(5) 養殖施設の管理について

養殖施設については、周辺の環境整備を常に心がけ、清潔を旨とし整理整頓に細心の注意を払うこと。

また、飼育担当者の健康管理に努め飼育池への出入り時の消毒等を徹底する等、養殖ウナギの衛生管理に十分な注意を払うこと。

(6) 出荷作業について

出荷においては、トレーサビリティシステム（生産履歴追跡）の観点から、各養殖池ごとに養殖されたウナギを一つの群（ロット）として取り扱うこととし、他の池のウナギと混在しないよう管理出荷すること。

(7) 産地証明書及び安全シールの発行について

生産者と引受者との間において、当規範を遵守して生産を行い、生産者の信用と責任において出荷したものであることを証明するため、ウナギの生産地や最終の飼育池、飼育責任者、出荷日付、残留薬物検査が分かる当NPO法人が発行する統一様式の「産地証明書」を発行し、引渡者と引受者の双方において確認保管しておくこと。

この証明書は、当然のことながら、生産者から問屋、流通、加工等のウナギ取引における基本となるものである。

なお、消費者へ安全性を目に見える形で表すため、「安全シール」を発行する。

5. 適正養殖規範の実施マニュアル

(1) 安全・安心な水産用医薬品の使用について

- ①水産用医薬品の保管にあたっては、水産用医薬品に表示されている適正な保管を心がけるものとするが、誰でも簡単に扱うことができない、また、猫、鼠、ゴキブリ、ハエ等の有害生物が侵入しない、専用の施錠できる水産用医薬品管理庫（箱）を設置し管理すること。
- ②水産用医薬品の使用にあたっては、水産試験場等しかるべき指導機関の指導のもと使用基準や医薬品の添付文書等を確認の上、記載されている用法・用量、使用上の注意、休薬期間に従って適正に使用すること。なお、医薬品使用担当者の健康審査を実施するなど、衛生管理に留意すること。
- ③水産試験場等しかるべき指導機関の診断指導を受けられない突発的な魚病発生により水産用医薬品の使用を余儀なくされた場合は、事後の検証ができるよう様式4の「魚病自己診断記録」を残しておくこと。
- ④所持するすべての水産用医薬品に、適切な表示を行うこと。
- ⑤水産用医薬品の購入・使用にあたっては、様式1に定める「水産用医薬品在庫管理簿」を作成し記録するとともに、水産用医薬品の購入伝票や納品書等、購入の事実が分かる書類を後日の証として添付しておくこと。
また、投薬した場合は、後日の事実関係を明確にする手段として様式2に定める「投薬記録」に記録しておくこと。
- ⑥管理簿、記録簿は3年間は保管しておくこと。
- ⑦薬剤と飼料との調餌については、下記に示す調餌マニュアルを作成し、調餌場に備えておき、調餌方法の一定化を図ること。

薬 剤 ・ 飼 料 の 調 餌 マ ニ ュ ア ル

基本的事項

1. 医薬品を混ぜる餌の量は基本的に通常給餌量の70～80%とする。
2. 場合によって投薬前に薬剤の混入しない餌を給餌し、元気なウナギの薬剤の過剰摂取を避ける。
3. 餌に混ぜる医薬品は原則として1日1回分量とする。

作業手順

1. 投薬するロット（池）の医薬品を混ぜる餌は、投薬しないロット（池）の餌を調餌した後に練る。
2. 練器で水と薬剤が均一に溶けあるいは十分混合するまで混ぜる。
3. 薬剤が水と均一に溶けあるいは混合したことを確認のうえ、飼・餌料と薬剤が均一に混ざるよう飼・餌料を少量ずつ加える。
4. 薬剤と飼・餌料が均一に混ざるよう2分～3分攪拌する。
5. 調餌が終了したら、調餌に使用した器具・機材及び飼・餌料を入れた容器は水道水で必ず丁寧に水洗いする。

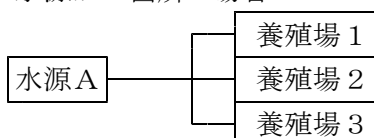
NPO法人 セーフティー・ライフ&リバー

(2) 安全・安心な水の使用について

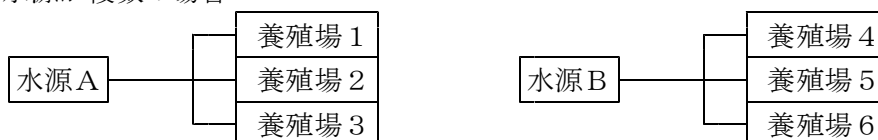
①養殖場の水が原因となるような事故が発生した場合において、水源を特定することで早期の原因究明と二次災害防除の対策が講じられることから、次に例示するような配置図を作成しておく。

なお、既存の位置関係（管理上の養殖場の全体配置図等）が分かるものがあればそれで可。

・水源が一箇所の場合



・水源が複数の場合



②水質検査は、公的機関において実施するものとする。

③水質検査は、定期に最低年1回行うこととする。

ただし、水質を汚染する恐れのある重大な事由（近隣に工場が新設される等して排水、水質に影響を及ぼすことが懸念されるような場合等。）があった場合は、必要に応じて水質検査を実施することとする。

④水質検査においては、COD、重金属（総水銀、カドミウム、ヒ素）などを定期的にモニタリングすることが望ましい。

なお、日々の水質については、従業員による、pH、亜硝酸、アンモニア、酸素量等についての確認を行うこととする。

⑤検査結果については、「検査結果報告書綴」として一括して3年間保管整理しておくこと。

(3) 安全・安心な配合飼料や飼料添加物（剤）の使用について

①配合飼料や飼料添加物（剤）の保管にあたっては、飼餌料の酸敗、腐敗を防ぐため冷暗所に保管し、かつ猫、鼠、ゴキブリ、ハエなどの有害生物が侵入しない施設とする。

②配合飼料や飼料添加物（剤）の購入にあたっては、様式3に定める「配合飼料・飼料添加物（剤）在庫管理簿」を作成し、記録するとともに、購入伝票や納品書等、購入の事実が分かる書類を後日の証として添付しておくこと。

③配合飼料や飼料添加物（剤）の安全証明の確認にあたっては、口頭でのやり取りやメーカーの飼料袋で信用できる、毎回納入していただいているので間違いないというような先入観と信頼感での確認は絶対行うことのないよう、

飼料メーカーの発行する「安全証明書」「品質証明書」等安全性が確認できる証明書を必ず添付させること。

特に肉骨粉の混入がないことや重金属類などの有害化学物質が「飼料安全法」に定める指導基準を満たしていることを十分確認すること。

なお、これまでのメーカー等との取引において、安全性が確認できる内容のものであり説明責任が果たせるものであればそれで可とする。

④安全証明書等は、「安全証明書綴」として一括して3年間保管しておくこと。

(注) 飼料添加物(剤)とは、市販されているビタミン剤、ミネラル剤、酵素剤、生菌剤などを飼料の栄養成分の補給や健康増進の目的で各養殖場が配合飼料に混合使用しているものをいう。

(4) 安全・安心な化学物質の使用について

①所持するすべての化学物質(消毒剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤等)は、専用の化学物資保管庫(箱)に保管し、水、飼料および飼料添加物、水産用医薬品、その他ウナギの安全性に影響を及ぼす設備等に移染しない場所で厳重に保管すること。

②使用の際は、当該化学物質の取扱書を確認し、適正に使用すること。

③所持するすべての化学物質に、適切な表示を行うこと。

④所持するすべての化学物質の使用手順が記載された取扱書を入手すること。

⑤消毒剤、殺鼠剤、除草剤については、様式5の「化学物質使用記録」に記録すること。

⑥「化学物質使用記録」は3年間保管すること。

(5) 安全・安心な養殖施設の管理について

①有害獣(猫、狸、鼠等)、病害虫(ハエ、ゴキブリ等)等の侵入防止対策を講じること。

②飼育池周辺の除草や使用器材等の整理整頓及び排水溝の水回り等の清掃に努めること。

③飼育池出入り時の履物の消毒や手指洗浄・消毒施設等を設置しておくこと。

④養殖池ごとの使用器材の分別や消毒管理を徹底すること。

⑤養殖池への部外者の立ち入り制限を表示しておくこと。

(6) 出荷作業について

①生産段階でのロットは1池を1ロットとすることを基本とし、出荷日に1池から出荷されるものは共通のロット番号を付すこと。

②同一日に複数の池から取り上げ出荷する場合には、出荷作業場において、製品のロットが混ざらないように必要な手段(例:池ごとに色違いのテープを貼る。池の番号を表示した札を付ける。)を講じて出荷作業を行うこと。

- ③必要に応じて、出荷前に記録を検査し、本適正規範が遵守されているかどうかを検証すること。

(7) 産地証明書及び安全シールの発行について

- ①産地証明書の統一様式は次のとおりとし、3年間保管するものとする。
 ②様式は2部複写とし、双方にて保管しておくものとする。
 ③産地証明書には、NPO法人セーフティ・ライフ&リバーの理事長印が押印されたもののみが証明書としての効力を有するものである。
 ④安全シールは、次の様式のとおりとし、必要に応じ当法人にてその都度発行するものとする。

産地証明書様式

産 地 証 明 書 NO.										
ロットNO										
原産地(飼育地)										
最終飼育池										
飼育責任者										
出荷年月日										
残留医薬品検査者										
引渡者										
引受者										
この産地証明書は、NPO法人セーフティ・ライフ&リバーの「宮崎産ウナギ適正養殖規範」に基づき生産されたものであることを証明します。 印										

(記入例)

産 地 証 明 書 NO. 1											
ロットNO	1	0	7	0	5	0	8	0	7	1	0
原産地(飼育地)	宮崎市佐土原町										
最終飼育池	〇〇養鰻飼育場〇〇号池										
飼育責任者	〇〇鰻太郎										
出荷年月日	平成 年 月 日										
残留医薬品検査者											
引渡者	〇〇養鰻場 ○ ○										
引受者	△△会社 △ △										
この産地証明書は、NPO法人セーフティ・ライフ&リバーの「宮崎産ウナギ適正養殖規範」に基づき生産されたものであることを証明します。 印											

安全シール様式

NO.

証

原産地 :

飼育者名 :

残留医薬品検査: 合格

検査責任者 :

ロットNO:

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

当該製品はNPO法人セーフティーフ・ライフ&リバーの適正養殖規範を遵守し生産されたものであることを証します。

この証の不正取扱いについては、法的手段をとらせていただきます。

SL&R事務局長

アドレス:

(7) 養鰻場監査の実施について

当該「適正養殖規範」の適用事業者にあっては、マニュアルどおり実施されているか否かを確認し是正指導を行うため、少なくとも年1回は、様式6の監査表に基づき当NPOにおいてチェックするものとする。

よって、当該規範の適用事業者は、監査の視点で日々の生産活動に従事し監査表に基づく自主的チェックを行う等、規範の遵守に努めること。

9. おわりに

「規範」とは、手本、模範、標準、基準、評価のよるべき法則のことをいいます。

本県のウナギ生産者は、古来日本において培われてきた「ウナギ」の食文化を守り消費者に愛し信頼されることを使命として安全・安心なウナギの生産に努めてきておられます。

安全・安心は、こと「食」に関しては、消費者が身近な問題として細心の注意を払い一番関心を抱いていることであります。

とりわけ、ポジティブリスト制度（基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度）が導入され、安全な食品のみが市場流通を許されるといった厳しい現実が生産者に突きつけられており、その事態を避けて通ることはできない状況になってきております。

そのためには、トレーサビリティシステムや適正養殖規範の早期確立は喫緊の課題であり、消費者の信頼を裏切らない消費者の期待に応えられるウナギの生産に努力していくことは至極当然の責務であります。

そのような中で、ウナギ生産者は、長い経験と日々の養殖技術の研鑽により培ってきた技術力により、その養殖技術は千差万別のものであり、その技術力はそれぞれの養鰻業者の宝であり誇りとするところでもあります。

それぞれが培った個々の技術は尊重し高く評価されなければなりません。宮崎産ウナギを標榜するためには、消費者が安全・安心を実感できる仕組みやルールづくりをウナギ生産の業界全体として行っていくことが大切であります。

このため、近年民間主導で世界的に広がりつつあるGAPへの取り組みを当NPO法人はいち早く取り入れ、ウナギ生産のための必要最小限のルールを策定し、このルールに則ってこれからのウナギの生産を行っていくことを提言するものであります。

今回の「規範」は、これまで各ウナギ生産者が個々の責任において管理・実施してきた内容の中から、消費者の信頼を回復するための最低限のルールを統一して業界として取り決めすることとしたものです。

今後は、GAPの項目や内容等をチェックしていくことで、規範のレベルを向上し、生産者のGAPへの取り組み促進とGAPに対する消費者への情報提供等を積極的に進めていくこととしております。

この取り組みは、勢い全国第3位の生産量を誇る宮崎産ウナギとして、消費者から愛し信頼されるウナギとしての確固たる地位を築く礎になるものと確信するものです。

関係者の皆様のご指導ご鞭撻を賜れば幸甚であります。

なお、本規範についてのお問い合わせは、下記あてをお願いします。

特定非営利活動法人 セーフティー・ライブ&リバー

宮崎市高洲町26番地

TEL: 0985-86-8055

(注) 本規範は、東京海洋大学大学院教授舞田正志氏著による「養殖ウナギの適正養殖規範」を一部参考にさせていただきました。

様式1 水産用医薬品在庫管理簿

医薬品名: _____

Lot No	購入年月日	購入先	購入量(kg)	使用年月日	使用量	在庫量(kg)	記録者	備考
合計			kg	/	kg	kg	/	

* 購入伝票は保管しておいてください。

様式3 配合飼料・飼料添加物(剤)在庫管理簿

配合飼料、飼料添加物(剤)名: _____

Lot No	購入年月日	購入先	購入量(kg)	使用年月日	使用量	在庫量(kg)	記録者	備考
合計			kg	/	kg	kg	/	

* 購入伝票は保管しておいてください。

様式4 魚病自己診断記録

① 検査池番号	
② 検査日	
③ 予測される病名	具体的な病名を記入する。
④③と予測した根拠	病状、菌分離、顕微鏡観察結果、既往症など病名を判断した根拠となる事実を具体的に記入する。
⑤ 対策	投薬、昇温など対策を具体的に記入する。
⑥判断に関わった人	

様式5 化学物質使用記録

化学物質の名称: _____

使用年月日	使用量	使用場所	使用方法	使用目的	記録者	備考

養鰻場監査表(2-1)

監査年月日:

監査担当者:

項目	要件	判定	備考
地下水	生簀に注水する地下水の水源が分かる配置図がある 最低年1回、公的機関において水質検査を実施している 生簀内の水質について、1日1回確認している	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
飼料および飼料添加物	使用するすべての飼料、および飼料添加物の安全証明書を所持している 飼料および飼料添加物は適切な場所に保管している 飼料および飼料添加物の納品書等を保管し、在庫管理簿をつけている 水産用医薬品は用量・用法等を守り適正に使用している	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
水産用医薬品	適切な投薬手順の文書があり、掲示している 投薬の際は、次の項目を含む投薬記録を付けている 【 投薬年月日・池番号・推定匹数・平均魚体重・使用医薬品名・用量・用法・水揚げできる年月日 】	はい・いいえ	
化学物質 (消毒剤・洗浄剤・殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)	水産用医薬品使用の際は専門機関の指導の元に行うか、自己診断の場合は「魚病自己診断記録」を付けている 所持するすべての水産用医薬品は施設できる専用の場所に保管している 所持するすべての水産用医薬品には表示がなされている 所持するすべての水産用医薬品の在庫を記録している 水産用医薬品と飼料を同じエリアに保管していない 所持するすべての化学物質は専用の、適切な場所に保管している 所持するすべての化学物質には適切な表示がなされている 重要な化学物質を使用する際は、使用記録を付けている 所持するすべての化学物質の取扱説明書を入手している	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	

養鰻場監査表(2-2)

監査年月日:

監査担当者:

項目	要件	判定	備考
施設管理	防虫・防鼠措置を講じている	はい・いいえ	
	施設の清掃が行き届いている	はい・いいえ	
	手洗い、足洗い等の衛生施設がある	はい・いいえ	
	機械・器具等は清潔に保たれている	はい・いいえ	
	部外者の立ち入りを制限している	はい・いいえ	
	1池を1ロットとし、出荷の際は同じロット番号を付けている	はい・いいえ	
	異ロット混入が起こらない手順で出荷している	はい・いいえ	
	出荷時、品名・産地を明記した納品書を作成し、保管している	はい・いいえ	
	投薬を行なった生簀においては、休薬期間が守られているか確認している	はい・いいえ	
	全ての記録および証明書は、3年間保管している	はい・いいえ	
出荷	全ての記録および証明書は、常に第三者に開示できる	はい・いいえ	
記録			

宮崎産ウナギ適正養殖規範適用事業者一覧表

(平成20年7月 日現在)

NO	事業所名	代表者名	市町村